

旭川市文化芸術事業補助金について

1 制度の趣旨

自主的で創造的な市民の文化芸術活動を支援するために、平成26年度に創設した公募型の補助金制度

2 補助対象者

次の要件を全て満たす文化芸術関係団体

- (1) 市内に住所及び文化芸術活動の本拠を有すること。
- (2) 別表1の補助対象者の区分1に該当する団体である場合は、その構成員の過半数を市民が占め、補助対象者の区分2又は3に該当する連合的な組織である場合は、その構成団体の過半数を市内に住所及び文化芸術活動の本拠を有する団体が占めること。
- (3) 規約、定款等を有し、かつ代表者及び役員が置かれていること。
- (4) 事業実施において、目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。
- (5) 団体結成後、3年以上の活動実績又はそれと同等の実績を有していること。

3 補助対象事業

次の要件を全て満たす文化芸術事業（発表・展示・大会・鑑賞等）

- (1) 本市において開催すること。
- (2) 文化芸術関係団体が自ら企画し、主催すること。
- (3) 事業主催者以外の市民に鑑賞、体験その他の参加機会を設けるなど、事業の成果が市内に広く波及することが期待できること。

4 補助金額

別表1（旭川市文化芸術事業補助金募集要項）

補助対象者の区分		補助上限額	補助率	採択区分
1	文化芸術関係団体	50,000円	補助対象経費の2分の1以内	1
2	5団体以上の文化芸術関係団体で構成する連合的な組織	100,000円		
3	40団体以上の文化芸術関係団体で構成する連合的な組織（ただし、構成団体の文化芸術活動の分野が多岐に渡ることを要する）	300,000円		2

5 手続の流れ（平成29年度）

H28.12～	H29.1～	H29.3末	H29.4	
市民への周知 募集案内等配付	補助要望募集 受付開始	募集締切	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望書の審査 ・ 採択・不採択の決定 	各団体の事業実施前までに 申請書提出

6 採択・不採択の決定方法

- ① 書類の審査、調査等により、別表1の採択区分ごとに、交付年度の前5年間において当該補助金の交付を受けた回数の少ない者から順に採択する。
- ② 補助金の交付を受けた回数が同一である者全てを採択できないときは、抽選により決定する。

【参考】文化芸術事業補助金の予算額、決算額交付件数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 (H29.10.1時点)
予算額(円)	1,950,000	1,950,000	1,740,000	1,370,000
	1,420,000	1,320,000	1,620,000	1,370,000
交付件数	15	14	18	14